

草加市教育委員会会議録

令和元年第9回定例会

令和元年草加市教育委員会第9回定例会

令和元年9月26日（木）午前9時から

教育委員会会議室（ぶぎん草加ビル4階）

○議 題

- | | |
|--------|----------------------------|
| 第39号議案 | 令和2年度当初教職員人事異動方針を定めることについて |
| 第40号議案 | 職員の分限処分について |
| 第27号報告 | 県費負担教職員の人事に係る専決処理の報告について |
| 第28号報告 | 草加市障害児就学支援委員会の答申に係る報告について |
| 第29号報告 | 令和元年草加市議会9月定例会に係る報告について |

○出席者

教 育 長	高 木 宏 幸
教育長職務代理者	村 田 悦 一
委 員	小 澤 尚 久
委 員	加 藤 由 美
委 員	宇 田 川 久 美 子
委 員	川 井 か す み

○説明員

教育総務部長	青 木 裕
教育総務部副部長	本 間 錦 一
教育総務部副部長	福 島 博 行
教育総務部副部長	野 川 雄 一
学 務 課 長	菅 野 光 三
教育支援室長	坂 本 拓 也
子ども教育連携推進室長	春 日 和 久

○事務局

名 倉 毅
山 岸 亮

○傍聴人 0 人

午前9時 開会

◎開会の宣言

○高木宏幸教育長 ただ今から、令和元年教育委員会第9回定例会を開催いたします。

◎前回会議録の承認

○高木宏幸教育長 事務局から、前回会議録の朗読をお願いいたします。

———— 前回会議録の朗読 ————

○高木宏幸教育長 ただ今、事務局から前回会議録の朗読がありましたが、これにつきまして、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」と言う者あり)

○高木宏幸教育長 よろしければ承認することとし、会議録への署名を行いたいと思います。

教育長・委員の署名

○高木宏幸教育長 以上で、前回会議録の承認を終了します。

◎議事審議

○高木宏幸教育長 ただ今から、審議に入らせていただきます。本日は、追加案件も含めまして、議案が2件、報告が3件となっております。

なお、委員さんの中で、議題以外で教育全般に係るご質疑、ご意見等ございましたら、委員会終了後に意見交換の時間を設けておりますので、よろしくお願いいたします。

◎第40号議案 職員の分限処分について

○高木宏幸教育長 初めに、通常、議案番号順に審議するところですが、本日追加提出いたしました第40号議案につきましては、人事に関わる事柄でございますので、秘密会で行うとともに、会議の冒頭で審議したいと思います。委員の皆様いかがでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○高木宏幸教育長 それでは、第40号議案については、初めに審議することとし、秘密会とさせていただきます。説明の方のみお残りいただき、説明者以外は、ご退席をお願いいたします。

す。

_____ 執行部退席 _____

_____ (秘 密 会) _____

_____ 執行部着席 _____

○高木宏幸教育長 審議を再開いたします。審議結果について報告させていただきます。

第40号議案につきましては、審議の結果、可決されました。

◎第39号議案 令和2年度当初教職員人事異動方針を定めることについて

○高木宏幸教育長 次に、第39号議案につきまして、学務課長より説明させます。

○説明員 令和2年度当初教職員人事異動方針を定めることについて、説明させていただきます。

提案理由にありますように、令和2年度当初教職員人事異動を円滑に推進するに当たり、埼玉県教育委員会の「令和2年度当初教職員人事異動方針について」に基づき、草加市教育委員会としての当該方針を定める必要を認めたためでございます。

昨年度との変更点は、1、基本方針に(6)の項目が加わり、3、転任転補の(12)の項目が加わりました。内容は、障がいのある教職員についての記述となります。個々の障がいの状況、能力、適性を考慮することになっております。また、4、その他の(1)、さいたま市との人事交流に中等教育学校が加わりました。新旧対照表の下線部が変更点となっておりますので、ご覧いただければと思います。

参考といたしまして、別添参考資料に県の「令和2年度当初教職員人事異動方針」を添付いたしました。

草加市の方針といたしましては、1の基本方針にありますように、本市教育界の活性化、人材育成、教育水準の向上等を期するために、適材を適時に、適所に配置するために、人事異動方針を推進いたします。

3の転任転補、(2)の同一校在職7年以上の者につきましては、積極的に異動を行い、在職10年以内に異動を行います。(3)、新採用の教職員は、採用後5年以内に異動を行い、原則

として市町村間の異動を行います。(10)、同一校在職3年未満、産休・育休中及び妊娠中の者、休職中の者の異動は行いません。(11)、女性教職員の異動については、適性を考慮し、個々の能力が発揮できるように配慮いたします。さらに、(12)、障がいのある教職員の異動については、現在4人おりますが、個々の障がいの状況等を考慮して行います。

説明は以上でございます。

○高木宏幸教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○小澤尚久委員 1の(6)、障がいのある教職員についてが加えられたということをお聞きしました。今、4人の方が仕事をされているということですが、この前も県の研修会で、障がいがある教職員の方の活躍によって、児童生徒にも障がいに対する理解など、そういったことで良い効果があるということを聞いてきました。今、この4人の方々がどんな状況で勤務されているかということ、またどんな配慮をされているかということを、差し支えない範囲で教えていただければと思います。

○説明員 障がいは様々なのですが、身体の不自由な方につきましては、その方の通勤を意識して、本人の希望される、ある程度自宅から近い、駅等から近い学校という配慮をさせていただいております。また、それ以外の方につきましては、体の一部を欠損している方が事務でいるのですが、学校にもしっかりと職員に周知して、その方の不利益にならないように、あるいはその方の仕事上で他の方がサポートできるように、配慮させていただいているところでございます。

○小澤尚久委員 いろいろ配慮してくださっているということで、その方々が仕事されていることによって新しく、周囲の気付きや効果など、そういうことは何かお聞きですか。

○説明員 学校を訪問した際などは、周りの方からとても温かく見守っていただいているという話は、本人から聞いたり、周りの方も、配慮の意識など、何とかお手伝いできるものは一緒にやっていきましょうという気持ちになっているという話を聞いたことがございます。

○宇田川久美子委員 変更点ではないのですが、3の(11)、女性職員の異動については、適性を考慮しとあり、この適性というのは、どういうことを指しているのですか。男性と女性との違いがあるのですか。

○説明員 適性といいますか、宿泊行事を例に挙げると、男性職員だけでは、女子児童生徒の対応が十分にできなくなるため、女性職員が必要になります。しかし、男性職員と同じように女性職員を宿泊行事のある学年を担当してもらうことができない場合もございます。そ

のため、校長先生がどの学年の担任を持たせるかを考える際に適性を考慮する必要があるということでございます。

○宇田川久美子委員 今の説明を聞くと、それは適性と言いますか。この言葉に違和感というか、適性という言葉が適当なのかと疑問に思いました。

○説明員 例えば宿泊行事等に関しては、男性の職員だけではなくて女性の職員が一緒に行く必要がございます。理由は、女子児童生徒への配慮、見回りもそうなのですが、男性が見回るのではなく、女性が見回るということも配慮であると考えているところでございます。

○宇田川久美子委員 適性という言葉を使ってしまうと、その人の能力などに関わってくるように思うので、今みたいなことだと、女性と男性のどちらについても言える配慮であって、(11)に、女性教職員の異動については適性を考慮するという書き方に、違和感がありました。

○説明員 適性というところがそれほどではないかもしれませんが、どうしても女性の方で学年主任をされる方などが限られてくるところがあって、できればその方の持っている適性として、若手でまとめる力があるという場合には、積極的に学年主任になれるような配置など、そういったところを意識した異動を行うということでございます。男性にも、もちろん同じような面はございます。

○宇田川久美子委員 限られているとは、どういうことでしょうか。

○説明員 人数的なものでございます。中学校になってくると男性職員に比べ、女性職員が少なくなります。そのため、学年主任を持てる女性が複数いれば、その学校で学年主任になれなくなってしまうということが考えられます。そのため、できる限りその方の持っている力が発揮できるように、男性でも、ある程度同じような面はあるのですが、その方が持っている力が発揮できるような形で学校を異動させると、あるいは異動してもらうということを考えています。

○宇田川久美子委員 適性が、そういうことを前提にしているのだとしたら、(11)は必要ないかと、今の説明を聞いて思いました。それは、もっと大きいところで配慮していけばいいことで、この方針として書くことですか。

○説明員 県が平成28年度に、平成29年度の当初人事のところで、女性の職員の異動についてということが加わったところがございますので、そこも踏まえて、今回の障がいのある教職員の異動についても同じようなことなので、今までもちろん行っていたことですが、改めて明文化することによって、障がいのある方、女性の方の異動について、配慮して

いきたいと思いますというところを意識して、スムーズな異動ができるように、文章として載せていることがあります。

○川井かすみ委員 障がいのある職員についての部分が加わったということですが、4人いらっしゃるということで、身体の不自由な方が自宅に近いところに配置されているというお話がありましたが、現在の草加市内の小中学校で、バリアフリーな学校、エレベーターなどが設置してある学校というのはどのくらいあるのでしょうか。

○説明員 バリアフリーの学校が多くなってきています。新設校はバリアフリーになっていますし、古い学校につきましてもスロープを付けたりしているところが多くなっておりまして、配慮はされているところでございます。車椅子でも動ける、あるいは車椅子の方が階段を移動できるようにリフトを付けている学校もありますので、数については後ほど報告させていただきます。

○村田悦一教育長職務代理者 障がいのある方が草加市では4人ということですが、県全体では何人、何%、あるいは南部管内で、草加市は障がいある方が多いのか少ないのか、どのような状況か分かれば教えてください。

○説明員 県は、平成30年の6月1日現在ですが、雇用率ということで1.66%という数字が出ています。ただ、あくまでも小・中・高校、また特別支援学校、事務の職員も含めてなので、数も、障がいの度合いによって数字が0.5になったり、勤務状態によっても0.5になったり、あるいは2になったりということがあるそうなので、正確な数値は把握できておりませんが、雇用率としましては1.66%ということになっています。

○村田悦一教育長職務代理者 この4人は教員ですか。あるいは指導職ではなくて、職員ということなのか、4人の内訳を教えてください。

○説明員 4人のうち、2人が事務の職員でございます。また、残りの2人が教員でございます。

○村田悦一教育長職務代理者 先ほど、障がいのある方には、特に生活面で勤務条件などの配慮があるということでしたが、やはり教員として勤めているわけですから、一番大事なのは、障がいがあってもなくても教育指導にしっかりと努めるということだと思います。そういう意味では、教育指導をする上で何か補助をする、補助員が入らなくてはいけない、何か機器を使っているなど、そのために特別な、他の教員にはないようなものがあるといったことはあるのでしょうか。

○説明員 介助はありませんが、その方が、中学校の1階の移動の少ない場所での教室を使

っているという配慮がされています。指導をする際に、補助員が必要な方はおりません。

また、先ほどの、エレベーターが付いている学校といたしまして、小学校で校舎には、6校ございます。谷塚小学校、高砂小学校、松原小学校、栄小学校、西町小学校、川柳小学校の6校が、エレベーターが付いているということでございます。

○村田悦一教育長職務代理者 参考資料で、県の人事異動方針と細部事項があるのですが、市の方は新旧対照表が付いているのですが、こちらがないので、令和2年度、どこが変わったか分からないのですが、理解としては、今ある障がいの部分と中等学校の部分ということで、同じ理解でよろしいのでしょうか。

○説明員 そのとおりでございます。

○村田悦一教育長職務代理者 そうしますと、ここ何年かはそのところだけで、あまり変わらなかったと思うのですが、今回大きく二つ変わったということですが、私の知る限り三、四年大きな変更はなかったかと思います。以前、人事異動方針が変わったのは何年前で、どんな内容だったのか、分かれば教えてください。

○説明員 平成28年度に、平成29年度当初人事異動の方針の中で、女性教職員の異動についての部分が加わったところがございます。それ以外のところでは、特に変更等はございません。

○村田悦一教育長職務代理者 毎年、人事異動方針が出てきますが、これは前提として、草加市教育委員会がこれから来年度に向けての人事異動をするときに、課題解決のためにこの人事異動方針を立てているということだと思います。先ほど説明がありましたが、現在、草加市教育委員会が人事異動上、課題として、何を捉えてこの異動方針を決めたのか、簡単にお話しいただければと思います。

○説明員 草加市といたしましては、教職員、教育組織の活性化ということが大きなものでございまして、キャリア段階に応じた人材育成を大きな課題と捉えております。現状としましては、教員の年齢構成が二極化しており、また、再任用者の方の配置のこと、女性の管理職が少ないということ、新採用教員と若手教員の育成などが課題として挙げられていますので、そちらの方を今後、しっかりと、人事異動方針に基づいて取り組んでいきたいと考えております。

○村田悦一教育長職務代理者 私が今、人事異動の課題として捉えているのは、一つは東部教育事務所、草加市は南部教育事務所管内ですけれども、事務所間の異動ができないために、実際は草加市の教員の方は、東武スカイツリーラインの沿線の学校に移りたいと言ってもな

かなか異動できないということがあります。その辺りのことがこの中に、東部との活発な異動など、具体的なものが出てきていません。

もう一つ、私が人事異動上の課題と思っているのは、5年以内に教員が他市に出ていきますが、その教員が草加市に戻ってこないということです。経験人事で出ていって、3年から5年勤めた教員がまた草加市に戻ってくるような人事が少ないと思います。私はその二つが、教職員組織の活性化、人材育成ということで、課長がお話をしたところに結び付くのかと思います。具体的な課題を人事方針の中にうまく盛り込んでいくことが大切だと思いますが、毎年同じ文言では、受ける方としては、結局この人事異動方針は何も気にしなくなってしまう、気にするのは今年変わった部分だけになってしまい、現場では素通りしてしまうんじゃないかということが考えられます。具体的な、この課題を解決するためにこのようにやっていくんだというところを、口頭ではなくて文書などで出していくことで、令和2年度当初の教職員の人事異動が、学務課が考えているような形のように進められていくのかと思いますので、今後、是非よろしくお願いいたします。

○高木宏幸教育長 他にご意見、ご質問はございますか。

それでは、第39号議案につきましては、原案どおり可決することよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○高木宏幸教育長 異議がないようですので、第39号議案については、可決いたします。

◎第27号報告 県費負担教職員の人事に係る専決処理の報告について

○高木宏幸教育長 続きまして、教育長に対する事務委任規則に基づき、専決処理の状況を報告させていただきます。

第27号報告につきまして、学務課長より説明させます。

○説明員 令和元年8月の県費負担教職員の人事につきまして、ご報告いたします。

育児休業が中学校教諭1件でございます。取得したのは女性でございます。育休復帰が中学校教諭2件、退職が小学校教諭1件でございます。発令は、欠員補充が小学校教諭1件、代替は中学校産休代員が3件、任期付き職員が中学校教諭1件でございます。

説明は以上でございます。

○高木宏幸教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○小澤尚久委員 退職の小学校教諭ですけれども、性別や年齢、あと経験年数とか、理由を教えてください。

○説明員 退職された方は女性の方で、64歳、再任用の方でございます。フルタイムで一週間いるのではなくて、週に3日、短時間勤務をされていた方でございます。一身上の都合によるという退職理由と伺っております。

○高木宏幸教育長 他にご意見、ご質問はございますか。

それでは、第27号報告につきましては、原案どおり承認することよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○高木宏幸教育長 異議がないようですので、第27号報告については、承認いたします。

◎第28号報告 草加市障害児就学支援委員会の答申に係る報告について

○高木宏幸教育長 続きまして、事務の管理及び執行の状況を報告させていただきます。

第28号報告につきまして、教育支援室長より説明させます。

○説明員 草加市障害児就学支援委員会の答申に係る報告をさせていただきます。

9月6日に実施いたしました、第3回草加市就学支援委員会の審議の結果を受けての報告でございます。

初めに、諮問事項(1)、障がいがあると思われる児童生徒のうち、通級による指導を含む特別な教育措置が必要と思われる児童・生徒に対する障がいの種類の判断、障がいの程度の判断及び就学に係る教育的支援について報告させていただきます。

特別な教育措置1、調査依頼人数、調査実施人数は小学校在籍児童45人でございます。

次に2、障がいの種類の判断でございます。「知的障害」が15人、「情緒障害等」が30人でございます。

続きまして3、障がいの程度の判断及び就学に係る教育的支援でございますが、「知的障害」の中では、「知的障害特別支援学級で指導することが望ましい」が12人、「知的障害の特別支援学校で指導することが望ましい」が3人で行いました。「情緒障害等」の中では、「発達障害・情緒障害の通級指導教室での指導を受けながら通常学級で指導することが望ましい」が1人、「自閉症・情緒障害特別支援学級で指導することが望ましい」が27人、「知的障害の特別支援学校で指導することが望ましい」が2人で行いました。

次に、特別な教育措置2、ことば・きこえの通級による指導の判断結果でございます。

今回の調査依頼人数、調査実施人数は67人でございます。ことばに障がいがないと思われる児童は1人、ことばに障がいがあると思われる児童は66人ございました。

障がいの種類の判断は、「現段階ではことばに限定した問題は認められない」が1人、「構音障害」が57人、「口蓋裂」が1人、「吃音」が8人ございました。

教育的支援につきましては、「現段階ではことばに限定した問題は認められない」が1人、「自然治癒」が2人、「要観察」が17人、「要相談」が5人、「要指導」が41人、「他の障がいと考えられるため、発達相談をすることが望ましい」が1人ございました。

続きまして、諮問事項(2)、障がいがあると思われる就学予定児のうち、通級による指導を含む特別な教育措置が必要と思われる就学予定児に対する障がいの種類の判断、障がいの程度の判断及び就学に係る教育的支援について報告させていただきます。

特別な教育措置1、就学予定児でございます。

今回の調査依頼人数、調査実施人数は21人ございました。

障がいの種類の判断は、「知的障害」が8人、「情緒障害等」が11人、「肢体不自由」が2人ございました。

教育的支援につきましては、「知的障害」の中では、「知的障害特別支援学級で指導することが望ましい」が2人、「知的障害特別支援学校で指導することが望ましい」が6人ございました。「情緒障害等」の中では、「発達障害・情緒障害の通級指導教室での指導を受けながら、通常学級で指導することが望ましい」が1人、「自閉症・情緒障害特別支援学級で指導することが望ましい」が5人、「知的障害の特別支援学校で指導することが望ましい」が5人ございました。「肢体不自由」の中では、「肢体不自由の特別支援学校で指導することが望ましい」が2人ございました。

説明は以上でございます。

○高木宏幸教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○川井かすみ委員 2点お聞きしたいことがあるのですが、まず1点、在学児童で知的障害、情緒障害とそれぞれ特別支援学校で指導することが望ましいということで、3人と2人ということで判定されているかと思うのですが、この5人に関しては変更せざるを得ないのでしょうか。それとも、保護者の希望があれば、そのまま今行っている学校で指導を受けることは可能なのでしょうか。

もう1点、就学予定児の知的障害、情緒障害で、それぞれ特別支援学級で指導することが望

ましいと判定された2人と5人につきまして、支援学級ではなく支援学校に行きたいと言われた場合は、どのような対応をされているのでしょうか。

○説明員 まず、在学児童生徒の中で、特別支援学校での教育が望ましいと判断が出た場合、特別支援学校に転学せざるを得ないのかというご質問ですが、即座に特別支援学校へ転学するというものではありません。就学支援委員会で審議されまして、判断された教育の場については、この後、まず在籍する学校で相談が進められていきます。その際に、どのような就学の支援の場が必要かどうかを丁寧に、保護者の不安や疑問に答えながら、子どもにとって特別な教育的支援の必要性について判断できるように情報提供をしていきます。また、本人、保護者の十分な理解を得るために、特別支援学校での見学や体験等もちちらの方で設定をしていきながら、丁寧に相談を進めてまいります。丁寧な相談、情報提供のもとに、本人、保護者の意見を最大限尊重しまして、本人、保護者、教育委員会、学校が合意を図りながら就学先を決定していく、そのような形で進めていくことになっております。

また、未就学児の、特別支援学級での教育が望ましいと判断した場合、特別支援学校へ進学することができるのかというご質問ですが、学校教育法等の法令に基づいて、県で障がいの種類・程度を示す基準がございます。その基準をもとに、就学支援委員会では判断を行っております。県の基準に達せず、特別支援学級での教育が望ましいと判断が出た場合は、原則としまして、特別支援学校への進学、転学はできないということになっておりますので、そのように保護者に説明しております。

○宇田川久美子委員 ことば・きこえのところですが、障がいの種類の判断が問題なしということで、教育的支援も問題なしということですが、この児童はどのような経緯でここに上がってきたのでしょうか。

○説明員 この児童は1年生で、保護者の希望で上がってきています。会話段階で、「サ行」が「タ行」になるということで、相談で上がってきているのですが、夏休み中にことば・きこえの教室で相談を受けまして、本人も保護者もいらっしゃって、ことば・きこえの教室の先生と相談を進めた中で、現段階では問題はないということで判断されているということで、学校の先生も問題なしということになっているようです。

○宇田川久美子委員 分かりました。保護者の希望ということですね。

○説明員 保護者の希望と、1年生ですので、学校で担任の先生がずっと春から見えていましたので、それで上がってきたということもあります。

○加藤由美委員 就学予定児の肢体不自由のところで、特別支援学校で指導することが望まし

いと判断が2人出ていますが、これはなぜ特別支援学校なのでしょうか。

○説明員 まず1人目は、今、「点頭てんかん」を持っている子どもで、これまで子育て支援センターと中川の郷療育センター等にかかっている子どもです。この子の様子を、就学支援委員会と、行動観察等も含めて子育て支援センターの情報等をもらいまして、就学支援委員会にも越谷特別支援学校のコーディネーターの先生もいらっしゃいますので、その中で判断させていただいて、保護者の意向も特別支援学校ということで、特別支援学校の判断になりました。

もう一人は、草加市立病院、あるいは埼玉県小児医療センターにこれまでもかかっている、「脳・肋骨・下顎症候群」を持っている子どもで、この子についても、これまでの状況の情報、それから保護者の意向も特別支援学校でしたので、こちらの判断も越谷の特別支援学校と判断させていただきました。

○川井かすみ委員 肢体不自由のことで、2人の状況を教えていただきましたが、肢体不自由の学校を選んだ理由というのは、あくまで越谷は肢体不自由の学校なので、内臓疾患があるという問題ではなく、越谷特別支援学校と判断した根拠を教えてください。

○説明員 越谷の特別支援学校のコーディネーターの方が、この2人については行動観察をされていて、越谷の特別支援学校で就学することが望ましいだろうという、これまでの行動観察も含めてご意見をいただいた中で判断をさせていただいたということでございます。あくまでも就学支援委員会の判断ということになりますので、今後、また相談を進めていくことになると思います。

○村田悦一教育長職務代理者 今回、就学予定児が21人ということで調査依頼人数が出ておりますが、来年の4月の入学に向けて、いよいよ就学時健康診断も始まると思います。現在の就学予定児、前回もあったと思うのですが、トータルとしてどの程度の支援、それから相談を受けていて、例年と比べて何か状況が変わるようであれば、まず一点、お知らせいただければと思います。

○説明員 今回の就学予定児の判断人数が21人でございます。6月に、肢体不自由で1人、就学予定児で判断をした子がいますので、現時点での就学予定児の判断、9月まででは22人ということになっています。昨年度、9月までの判断では23人でございましたので、ほぼ昨年度と同じ数でございます。これは判断ですが、現在までの相談件数が今年度は96件、昨年度は100件でしたので、ほぼ同数、約100件の相談が就学予定児について来ております。今後、就学時健診後に新規が増えますので、昨年度3月までの合計判断数は93人ということでしたので、判断の数が、大体今年度も同程度だと思われます。

○村田悦一教育長職務代理者 就学時健診等は学務課が主管ということで、連携しながら行っていると思うのですが、現時点での就学予定児は、総数で何人なのか、特に昨年度よりも多い、例えば松原小学校や栄小学校で1年生が増えているなど、何かあればそれも併せて、まず来年の就学予定児の人数について、全体的に分かれれば教えてください。

○高木宏幸教育長 学務課長。

○説明員 10月1日に正式に決まるものですが、現在把握している数としましては1979人でございます。今年度、令和元年度になりますが、1967人ですので、22人増となっています。これから変動があるかもしれません。また、学校ごとに大きな増減というのはございません。

○村田悦一教育長職務代理者 それでは、続いて学務課長にお尋ねしますが、就学時健診の予定がいつ始まっていつ終わるのか、私が心配なのは、3校、4校と日程を重ねて実施せざるを得ない状況が出てくると、やはり対応も難しくなると思います。今年度の就学時健診の予定は当然決まっていると思うのですが、そのことについて教えていただければと思います。

○説明員 実際の実施期間は、10月23日から11月12日の間で行われます。一番多いところですが、10月29日で、7校が実施することになります。学校医との関連もあり、どうしても都合が合わないということがありましたので、学校を優先させていただきました。

○村田悦一教育長職務代理者 7校を実際に同じ日に行うということで、学校医との関連ということですが、教育委員会の対応等は大丈夫ということだと思うのですが、遺漏のないように進めていただければと思います。

就学時健診のときに、「親の学習」が例年行われていると思うのですが、その辺りの状況、幼保小連携の中でとても有意義な活動ということで聞いているのですが、例えばどこがどう有意義なのか、あるいは逆に保護者からこういう質問も出ているなど、最近の状況を知りたいと思うので、後で結構ですので、就学時健診のときの「親の学習」についてお話しいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○高木宏幸教育長 今の村田委員からの質問について、子ども教育連携推進室長に答えてもらいますので、少々お待ちいただければと思います。

○加藤由美委員 ことば・きこえのところで、「構音障害」が57人で、その下の「要指導」で41人と、多いという印象があるのですが、これは1年生が多いということなのでしょうか。

○高木宏幸教育長 教育支援室長。

○説明員 春にクラスで検査をした関係で、1年生が多くなっております。67人中59人が

1年生でございますので、それ以外に、これまで相談にかかっていた2年生や3年生もおりますが、ほとんどが1年生です。

○川井かすみ委員 1年生が59人ということですが、最近は外国籍の子どもも増えていらっしゃるって、外国籍の子どもも含まれているのでしょうか。

○説明員 今回は、外国籍の子どもはおりません。以前、外国籍の子どももいて、日本語のたどたどしさなのか、ことばによるものなのかということで判断させていただいているのですが、今回は外国籍の関係での子どもはおりません。

○高木宏幸教育長 それでは、子ども教育連携推進室長に就学时健康診断で行われている「親の学習」、これはどのようなプログラムで行われていて、それについてどのような評価、声が上がっているのか、説明してもらいたいと思います。

○説明員 まず「親の学習」講座でございますが、「親の学習」につきましては、埼玉県教育局の事業となっております。指導者が、埼玉県家庭教育アドバイザーとなりまして、県の講習を修了した方となっております。そして、県では親の学習プログラムを作成しておりまして、それをもとにしながら、各小学校で「親の学習」講座を実施しております。

内容でございますが、保護者のグループワークが中心になりまして、家庭教育アドバイザーがうまくコーディネーターとなりながら、これまでの子育てを振り返り、保護者同士が話し合い、就学に向けてどのようなことに気を付けて準備をしていけばいいのか、そういったことを学ぶような場となっております。

評価でございますが、参加者のアンケートをとっておりまして、その中からは、就学に向けてどんな準備をすればいいのか分かった、あるいは、他の家庭も自分と同じようなことで悩んでいるということが分かって安心した、また、相談ができる保護者ができて、コミュニケーションがとれて、入学後にも相談できる方ができて安心したなどという評価をいただいております。毎年度90%以上の保護者から肯定的な評価をいただいております、非常に好評を得ている取組となっております。

○村田悦一教育長職務代理者 今のお話で、私の認識では、前は子どもたちが健診をしているときに、一方的に教育委員会が説明するということでしたが、今は学習ということで、グループに分かれてなど、そういう形で行われているのは、改めて意義があるかと思います。ただ、時間的にはそんなにないと思うので、今言われたようなことが、就学时健診の子どもたちが検査をしてくる間の時間に体育館で実際にできるのかという、率直な疑問を抱いてしまったのですが、いかがですか。

○説明員 まず、県のプログラム自体は1時間程度を想定しているのですが、就学児の待ち時間との兼ね合いもございまして、45分で実施していただいております。その時間を捻出するために、学務課と連携をいたしまして、教育委員会からの説明をなるべく短くしております。また、学校におきましては、場合によっては最初の方の子どもたちが健診を終えても、まだ「親の学習」講座を行っている場合がございますので、その場合には、当室が配布している紙芝居を読んでもらうなど、待っている時間に、小学校入学に向けた充実した準備ができますということを各小学校に周知をして取り組んでおりますので、現在のところは時間をしっかり確保して行えているという状況でございます。

○村田悦一教育長職務代理者 これは意見ですが、就学時健診で初めて学校へ行かれて、その後、今度は入学説明会が1月から2月にあると思います。そこも是非、うまく学校と連携しながら第2回目の学習ができれば良いと思います。10月から11月に就学時健診ということですが、年が明けて、入学通知ももらって、ランドセルも当然あってという状況ですので、そこでもっと学校と連携をした中で、第2弾の学習などを実施していただければ、今のお話がより充実してくるのかと思いましたので、よろしくお願いいたします。

◎第29号報告 令和元年草加市議会9月定例会に係る報告について

○高木宏幸教育長 次に、本日追加提出いたしました第29号報告につきまして、副部長より説明させます。

○説明員 令和元年草加市議会9月定例会に係る報告について、ご報告をさせていただきます。

令和元年8月29日に開会されました市議会9月定例会における上程議案、報告などの件数等を報告するものでございます。

令和元年市議会9月定例会につきましては、会期は8月29日から9月20日までの23日間開かれ、提出されました議案は38件、このうち教育委員会に係る議案は2件でございました。

議案につきましては、可決が38件で、教育委員会に係る議案は全て可決されております。

議案質疑についてでございますが、3人の議員から通告がございまして、このうち、教育委員会関連が1件ございました。その項目でございますが、日本共産党、藤家議員より、図書館情報サービス・管理運営事業といたしまして、図書館空調設備等改修工事に係る補正予算の内容についての1件となっております。

次に、一般質問でございますが、19人の議員から通告がございましたが、1人の議員から

取り下げがあり、18人の議員から質問がありました。このうち、教育委員会関連は9人の議員から質問がございました。その項目について、ご説明を申し上げます。

まず、1人目といたしまして、公明党の西沢議員からは、「図書館行政について」としまして、図書館分館の増設に関する質問などが行われております。

2人目の、同じく公明党の広田議員からは、「小・中学校の通学区域及び通学路の安全対策について」と「小・中学校の防火シャッターについて」の質問が行われております。

3人目の、日本共産党、藤家議員からは、「公共施設のアスベスト対策について」の質問が行われております。

4人目の、立憲・無所属の菊地委員からは、「制服や学用品のリユースについて」の質問が行われております。

5人目の、そうか市民の佐藤利器議員からは、「外国人施策について」の質問が行われております。

6人目の、同じくそうか市民の田中議員からは、「プログラミング授業について」と「プール授業の委託について」の質問が行われております。

7人目の、草加新政の切敷議員からは、「学校施設について」の質問が行われております。

8人目の、日本共産党、石田議員からは、「図書行政について」の質問が行われております。

9人目の、同じく日本共産党、佐藤憲和議員からは、「外国籍住民について」の質問が行われております。

説明は以上でございます。

○高木宏幸教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○村田悦一教育長職務代理者 田中議員のプールについての質問なのですが、一戸当たり約4億円、更新にはかかるというようなことで、私も改めて驚いたのですが、水泳指導も終わって、今年度、ここでは今後2年間で、長寿化計画の中で検討していくということですが、本年度使用した中で、特に、水漏れがあるなど、そういう声が上がっている学校はあるのでしょうか。

○説明員 プール使用中に、草加小学校で水漏れがあったということで、緊急修繕しておりますが、終わった時点では、特にそういった報告は受けておりません。

◎その他

○高木宏幸教育長 それでは、その他の報告がございましたらお願いいたします。

○教育総務部長 特にございません。

○高木宏幸教育長 その他の報告がないようでしたら、次回の教育委員会の日程について、事務局からお願いいたします。

○教育総務部長 次回の教育委員会定例会でございますが、第10回定例会を10月24日、木曜日、時間は午前9時から、ここ教育委員会会議室でお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

◎閉会の宣言

○高木宏幸教育長 それでは、以上をもちまして、本日の委員会を終了いたします。

午前10時10分 閉会